仙台市宮城野児童館

## 新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴う児童館の対応等について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行に伴い、仙台市児童クラブ事業推進課において、5月8日以降の基本的な感染症対策が見直されました。これを踏まえ、宮城野児童館におきましても、子ども達の安全安心を第一にしたうえで対応を検討し、児童館運営を実施してまいります。つきましては、変更となる主な内容や取扱いを下記のとおりお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1 「5類感染症」移行後の児童館の対応について

#### (1) 平時の感染症対策

○ マスクについてはこれまで同様着用を求めないことを基本とし、以下の対策を講じます。

感染予防対策	具体的な対応
日常の健康観察	普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、自宅で休養してく
	ださい。(利用時の検温は、必要ありません)
換気の確保	可能な限り常時、困難な場合でも空気清浄機を稼働させた状態で
	こまめに換気を行います。
手指衛生や咳エチケット	こまめな手洗いや咳エチケットを指導します。
日常の清掃	これまで同様、毎日の業者清掃により清潔な空間を保ちます。

※ 食事やおやつの場面においては会話を可能としますが、食事のマナーとして大声での会話などは控えるように声がけをしていきます。

### (2) 感染流行時等に一時的に検討する感染症対策

感染予防対策	具体的な対応
マスクの着用	感染流行時等には、職員が着用する又は利用者に着用することを
	促すことも考えられます。(その場合にも、着用を強いることは
	ありません)
活動場面ごとの感染症対策	感染流行時等において、「感染リスクが比較的高い活動」等では、
各種行事、昼食、おやつ 等	・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
	・児童の間に、触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

#### (3) 児童館利用自粛のお願いについて

○ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱い

学校における出席停止期間である「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」という基準に準じて、児童館利用の自粛をお願いします。

裏面あり

- 学校の出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童等に対してマスクの着用を推奨します。クラブ児童等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見がないよう、適切に指導をしていきます。
- 5類移行により、濃厚接触者が特定されなくなるため、濃厚接触者にかかる利用自粛の取り 扱いはなくなります。

# 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の児童館への連絡について

- 感染が判明した場合は、季節性インフルエンザと同様に児童館に連絡をお願いします。
- 児童館の休館日及び開設時間外の場合には、休館日明け、開館後の連絡で結構です。

【電話】 022-236-0804 【FAX】 022-352-7631